

札幌市指定管理者制度  
あり方検討調査  
実施要領

令和7年7月

札幌市総務局改革推進室

# 1 はじめに

札幌市では、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するほか、公の施設の管理に民間の能力を活用して住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的として、平成18年4月から「指定管理者制度」を導入し、令和7年4月現在で424施設が指定管理者によって管理・運営されています。

指定管理者の選定は、国の通知（平成22年12月28日付け総務省自治行政局長通知）において、最も適切なサービスの提供者を指定するものとされています。また、同通知においては、選定に当たって複数者から事業計画の提出を受けることが望ましい旨も示されているところです。したがって、公募に対しより多くの法人その他の団体（以下「団体」といいます。）に応募いただくことによって競争が働き、その参加者の中から最適な管理者を選定することが望ましい制度運営状況といえます。

しかしながら、近年では参画いただける団体が減少し、公募に対して1社だけの応募に留まる施設があるなど、制度運営上の課題を抱えています。

そこで、札幌市ではよりよい指定管理者制度の運用に向け、現行の制度に対する課題等を整理するための調査を実施することといたしました。

## 2 調査の目的

本調査の目的は下記2点です。

- ・ より多くの団体が応募しやすい制度への見直し
- ・ 団体による創意工夫をより採り入れやすい制度への見直し

受託者または受託を検討されている事業者からのご意見、ご提案をひろく取り入れ、官民間のミスマッチをなくし、より良い制度運営となるよう検討してまいりますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

## 3 調査の概要

### 1 調査対象者

- (1) 現在札幌市の指定管理者となられている団体
- (2) 過去に札幌市の指定管理者の経験がある又は募集に応募したことがある団体
- (3) 過去に札幌市の指定管理者に応募経験がない団体

※ 個人の方は対象外です。

### 2 調査方法

Web上の回答フォームでアンケート方式による調査を行います。Webフォームによる回答が難しいときは、電子メールや郵送による回答も受け付けますので、ご希望される場合は札幌市担当部署にご連絡ください。

※ 回答いただいた内容について、質問させていただくことがございます。

※ 制度全般について回答いただくことを想定していますが、特定の施設へのご意見ご提案をいただいた場合は、必要に応じて施設所管課へ共有させていただきます。

### 3 調査期間

令和7年8月1日（金）～令和7年8月22日（金）まで

### 4 スケジュール

調査要領の公表	令和7年8月1日
回答募集	令和7年8月1日～8月22日
回答の集計・追加調査	令和7年8月25日～9月19日
調査結果の公表	令和7年9月下旬

## 4 留意事項

- ・ 本調査に要する費用の弁償及び報酬の提供はありません。
- ・ 本調査への参加実績及び回答内容は、指定管理者の選定等に一切影響ありません。
- ・ 本調査結果は、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づく情報公開の対象となる場合があります。
- ・ 本調査は、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員がいる事業者、若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者である場合には、参加できません。
- ・ いただいたご意見、ご提案に基づく制度の見直しを約束するものではありません。

## 5 参考情報

○札幌市公式ホームページ「指定管理者制度」のページ

▶<https://www.city.sapporo.jp/somu/shiteikanrisha/index.html>

○札幌市公式ホームページ「指定管理者による管理運営が行われている施設」のページ

▶<https://www.city.sapporo.jp/somu/shiteikanrisha/contens/donyu.html>

## 6 お問い合わせ先

担 当：札幌市総務局改革推進室

所在地：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所本庁舎9階南側

電 話：011-211-2061

メール：[kaikaku@city.sapporo.jp](mailto:kaikaku@city.sapporo.jp)

担 当：佐藤、井出